

平成 26 年 8 月 8 日

オフロード法関係団体 ご担当者様

環境省 水・大気環境局  
自動車環境対策課

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に係る  
「型式届出実施要領」の一部改正について

日頃より環境行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

先般改正いたしました、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）について、今般、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に係る「型式届出実施要領」の一部を改正いたしましたので、同封いたします通知文を含む、下記資料を送付させていただきます。

改正作業等におきまして関係者様にご協力を頂きましたことを御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政へご協力のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

なお、当該実施要領以外の実施要領につきましても、改正後、通知をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 送付資料

- 1) 「特定特殊自動車型式届出実施要領について」の一部改正について(通知文)
- 2) 「特定特殊自動車型式届出実施要領について」の別添「新旧対照表」
- 3) 「特定特殊自動車型式届出実施要領」の改正後の実施要領本文、別紙等

2. 問い合わせ先

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課 オフロード法担当 大槻、松本  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号  
TEL : 3581-3351 (内線 6525) FAX : 03-3593-1049  
E-mail : kanri-jidosha@env.go.jp



以上

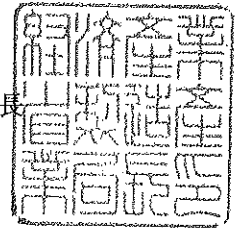


契

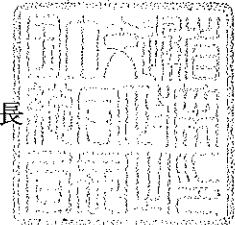
20140604 製局第 4 号  
国 総 環 リ 第 19 号  
国 自 審 第 290 号  
環水大自発第 1406103 号  
平成 26 年 6 月 26 日

一般社団法人日本農業機械工業会会長殿

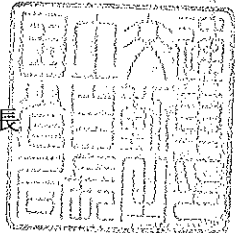
経済産業省製造産業局長



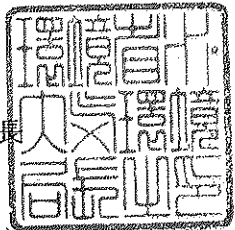
国土交通省総合政策局長



国土交通省自動車局長



環境省水・大気環境局長



「特定特殊自動車型式届出実施要領について」の一部改正について

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号）の制定等に伴い、今般、「特定特殊自動車型式届出実施要領について」（平成 18 年 5 月 1 日付け平成 18・04・27 製局第 4 号、国総環第 16-3 号、国自審第 158 号、環水大自発第 060501002 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴傘下会員に周知方お願いします。

改 正	現 行																		
<p style="text-align: center;">特定特殊自動車型式届出実施要領</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 試験方法                      特定特殊自動車の試験のうち、規則第11条第1項第2号に係るものは、次表第1欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表第2欄に掲げる「特定特殊自動車排出ガスの規制等」に關して必要な事項を定める告示（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「告示」という。）に定める測定方法及び同表第3欄に掲げる試験方法により行うこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定特殊自動車の種類</th> <th>測定方法</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの</td> <td>告示第7条第1項第1号に規定する方法</td> <td>ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）</td> </tr> <tr> <td>軽油を燃料とするもの</td> <td>告示第7条第1項第2号に規定する方法</td> <td>無負荷急加速黒煙測定の実験方法（別紙4-2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定特殊自動車の構造上、加速ペダル（これに準じた機能を持つ装置を含む。）がない場合には、当該測定方法に準じた方法によることができる。</p>	特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第7条第1項第1号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）	軽油を燃料とするもの	告示第7条第1項第2号に規定する方法	無負荷急加速黒煙測定の実験方法（別紙4-2）	<p style="text-align: center;">特定特殊自動車型式届出実施要領</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 試験方法                      特定特殊自動車の試験のうち、規則第11条第1項第2号に係るものは、次表第1欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表第2欄に掲げる「特定特殊自動車排出ガスの規制等」に關して必要な事項を定める告示（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「告示」という。）に定める測定方法及び同表第3欄に掲げる試験方法により行うこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定特殊自動車の種類</th> <th>測定方法</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの</td> <td>告示第7条第1項第1号に規定する方法</td> <td>ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）</td> </tr> <tr> <td>軽油を燃料とするもの</td> <td>告示第7条第1項第2号に規定する方法</td> <td>無負荷急加速黒煙測定の実験方法（別紙4-2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定特殊自動車の構造上、加速ペダル（これに準じた機能を持つ装置を含む。）がない場合には、当該測定方法に準じた方法によることができる。</p>	特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第7条第1項第1号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）	軽油を燃料とするもの	告示第7条第1項第2号に規定する方法	無負荷急加速黒煙測定の実験方法（別紙4-2）
特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法																	
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第7条第1項第1号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）																	
軽油を燃料とするもの	告示第7条第1項第2号に規定する方法	無負荷急加速黒煙測定の実験方法（別紙4-2）																	
特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法																	
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第7条第1項第1号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）																	
軽油を燃料とするもの	告示第7条第1項第2号に規定する方法	無負荷急加速黒煙測定の実験方法（別紙4-2）																	
<p>第6～第7 (略)</p> <p>第8 基準適合表示等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記第4の6の規定による公示において、次に定めるところにより、型式届出番号を付与する。                      NV-○○○（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの）                      NV2-○○○（軽油を燃料とするもの）</p> <p>第9～第13 (略)</p> <p>別紙1 特定特殊自動車の同一型式判定要領</p>	<p>第6～第7 (略)</p> <p>第8 基準適合表示等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記第4の6の規定による公示において、次に定めるところにより、型式届出番号を付与する。                      NV-○○○（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの）                      NV2-○○○（軽油を燃料とするもの）</p> <p>第9～第13 (略)</p> <p>別紙1 特定特殊自動車の同一型式判定要領</p>																		

第1 (略)

別表第1 (特定特殊自動車の同一型式の範囲)

型式を区別する事項	列示
1~7	(略)
8 軸距	軸距 (複軸の場合は車軸毎の距離とする。) の相違であつて、次に掲げるもの以外のもの。ただし、カタピラを有する道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第3条に規定する大型特殊自動車及びカタピラを有する法第2条第1項第2号に規定する構造が特殊な自動車にあつては、上部構造支持台寸法の相違 (7) 車わくを有する特定特殊自動車であつて、車わくの構造が梯子形、背骨型のもの (複軸間の距離が相違するもの、複軸間の距離が同一であつて当該2軸の荷重合成中心位置が相違するもの及び各軸独立支持の軸を有する自動車であつて前前軸と前後軸との距離が相違するものを除く。) (4) キャスタ、トレール、ばね、スイングアーム、チェーン式減速機の減速比、緩衝装置の寸法の相違又はカウンタウエイトの変更によつて相違する場合 (5) 道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車
9	(略)

別紙2 届出書の添付書面及び記載要領

(略)

第1号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸元表

届出番号	
車名及び型式	
呼称 (カタログ名)	
製作者等の氏名又は名称	
車体の外形又は構造	
動力伝達装置の種類及び主要構造	
走行装置の種類及び主要構造	
操縦装置の種類及び主要構造	
懸架装置の種類及び主要構造	
車わく	
軸距 (m)	

第1 (略)

別表第1 (特定特殊自動車の同一型式の範囲)

型式を区別する事項	列示
1~7	(略)
8 軸距	軸距 (複軸の場合は車軸毎の距離とする。) の相違であつて、次に掲げるもの以外のもの。ただし、カタピラを有する道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第3条に規定する大型特殊自動車にあつては、上部構造支持台寸法の相違 (7) 車わくを有する特定特殊自動車であつて、車わくの構造が梯子形、背骨型のもの (複軸間の距離が相違するもの、複軸間の距離が同一であつて当該2軸の荷重合成中心位置が相違するもの及び各軸独立支持の軸を有する自動車であつて前前軸と前後軸との距離が相違するものを除く。) (4) キャスタ、トレール、ばね、スイングアーム、チェーン式減速機の減速比、緩衝装置の寸法の相違又はカウンタウエイトの変更によつて相違する場合 (5) 道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車
9	(略)

別紙2 届出書の添付書面及び記載要領

(略)

第1号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸元表

届出番号	
車名及び型式	
呼称 (カタログ名)	
製作者等の氏名又は名称	
車体の外形又は構造	
動力伝達装置の種類及び主要構造	
走行装置の種類及び主要構造	
操縦装置の種類及び主要構造	
懸架装置の種類及び主要構造	
車わく	
軸距 (m)	

特定特殊自動車の種別	上部構造支持台 寸法 (m)	長さ 幅
燃料の種類	主制御装置の種類	
特定原動機の種類及び型式	定格出力 (kW/min <sup>-1</sup> )	(kW/min <sup>-1</sup> )
型式の表示位置	最大トルク (Nm/min <sup>-1</sup> )	(Nm/min <sup>-1</sup> )
製造番号の表示様式	無負荷回転速度 (min <sup>-1</sup> )	(min <sup>-1</sup> )
製造番号の表示位置	排出ガス濃度 (無負荷状態) CO (%)	CO (%)
	無負荷急加速 HC (ppm)	HC (ppm)
	無負荷急加速 光吸収係数 (m <sup>-1</sup> )	光吸収係数 (m <sup>-1</sup> )
	付属装置等の 吸入負圧 (kPa)	吸入負圧 (kPa)
	取付内容	排気圧力 (kPa)

第2号様式 (略)

別紙3～別紙4-1 (略)

別紙4-2 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定の方法

1. 適用範囲

軽油を燃料とする自動車を無負荷急加速させた時に発生し排気管から大気中に排出される排出ガスの光吸収係数の試験方法は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)別添の「無負荷急加速時の光吸収係数の測定方法」によるほか、本規定によるものとする。

2. 試験用機器

オパシメータは、以下の基準に適合するものまたはこれに準ずるものとする。  
 (1) オパシメータの指示部は、次に定める換算式により換算した排出ガスの光吸収係数を m<sup>-1</sup> で表すものでなければならぬ。  

$$\text{光吸収係数 (m}^{-1}\text{)} = -\ln (1 - N / 100) / L$$
 この場合において、

N: 不透過率の実測値 (パーセント)

L: 光が排出ガス中を通過する距離 (メートル)

(2) オパシメータの指示部の指示計が目盛式の場合においては、当該指示計は次の基準に適合するものでなければならぬ。

① 目盛の間隔が 0.02 m<sup>-1</sup> 以下であること。

特定特殊自動車の種別	上部構造支持台 寸法 (m)	長さ 幅
燃料の種類	主制御装置の種類	
特定原動機の種類及び型式	定格出力 (kW/min <sup>-1</sup> )	(kW/min <sup>-1</sup> )
型式の表示位置	最大トルク (Nm/min <sup>-1</sup> )	(Nm/min <sup>-1</sup> )
製造番号の表示様式	無負荷回転速度 (min <sup>-1</sup> )	(min <sup>-1</sup> )
製造番号の表示位置	排出ガス濃度 (無負荷状態) CO (%)	CO (%)
	無負荷急加速 HC (ppm)	HC (ppm)
	無負荷急加速 黒煙濃度 (%)	黒煙濃度 (%)
	付属装置等の 吸入負圧 (kPa)	吸入負圧 (kPa)
	取付内容	排気圧力 (kPa)

第2号様式 (略)

別紙2～別紙4-1 (略)

別紙4-2 無負荷急加速黒煙測定の方法

1. 適用範囲

軽油を燃料とする自動車を無負荷急加速させた時の黒煙の試験方法は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)別添の「無負荷急加速黒煙の測定方法」によるほか、本規定によるものとする。

2. 試験用機器

2.1 黒煙測定器は、それぞれ次に掲げる基準に適合する排気煙採取部及び汚染度検出部で構成されるものとする。

2.1.1 排気煙採取部は JIS D8004 相当によるポンプ式で必要な排気煙を加速ペダルと連動して、330±15ml の排気ガスをろ紙を通して 1.2～1.6 秒の間に吸引できるものとし、ろ紙の汚染面積は 8cm<sup>2</sup>±0.24cm<sup>2</sup> 以内とし、使用するろ紙の紙質は、JIS P3801 に規定する定量分析用 5 種 A 相当とすること。ただし、放射線量は、特定の照射条件における物体表面の輝度を酸化マグネシウム標準白色面の輝度で除したものを百分率で表した値とする。

採取接続管の内径は 4.8mm とし、プローブを除く接続管の長さは 5m 以下とする。

2.1.2 汚染度検出部は、JIS D8004 相当による反射式で、放射線量率に対し次式の汚染度

- ② 指示範囲の最小値が $0\text{m}^{-1}$ であり、かつ、その最大値が $9.99\text{m}^{-1}$ 以上であること。
- ③ 指示計の値が容易に読み取れるものであること。
- (3) オパシメータの指示部の指示計が目盛式以外の場合においては、当該指示計の技術基準は、上記(2)に掲げる基準を適用するものとする。この場合において、上記(2)①中「目盛」とあるのは「表示される値」と、「 $0.02\text{m}^{-1}$ 」とあるのは「 $0.002\text{m}^{-1}$ 」と読み替えるものとする。
- (4) オパシメータの指示の誤差は、 $0.025\text{m}^{-1}$ 以下でなければならぬ。
3. 測定回数  
測定は3回行いその平均値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。
4. 測定値および計算値の末尾処理  
(1) データ処理に用いる測定値及びデータ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。
- (2) 試験の記録及び成績の記入にあたっての末尾処理は別表により行うものとする。
5. 試験成績は付表の様式に記載する。

別表

項目	測定値及び計算値の末尾処理
測定最高エンジン回転数	小数点以下第一位を四捨五入し、整数値まで記載 ( $\text{min}^{-1}$ (rpm))
測定値	小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位まで記載 ( $\text{m}^{-1}$ )
平均値	小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位まで記載 ( $\text{m}^{-1}$ )

付表

ディーゼル特定特殊自動車無負荷急加速排出ガス光吸収係数試験成績表

試験期日 \_\_\_\_\_ 試験場所 \_\_\_\_\_ 試験担当者 \_\_\_\_\_

④試験特定特殊自動車  
車名・型式: \_\_\_\_\_ 製造番号: \_\_\_\_\_  
特定原動機型式: \_\_\_\_\_ 特定原動機仕様識別記号: \_\_\_\_\_  
特定原動機型式指定番号: \_\_\_\_\_ 原動機型式: \_\_\_\_\_

- を指示するものとする。
- 汚染度 (%) =  $100 - 1.15 \times \text{放射輝度率}$
2. 汚染度検査部の指示計は、最小目盛が2%以下とし、等分目盛で指示することとし、指示範囲は0~60%以上であり、汚染度検査部の指示計の指示誤差は、3%以下でなければならぬ。ただし、指示計がデジタル式(数値表示式)の場合は、当該指示計が本項の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならぬ。
- 2.3 汚染度測定前には、未汚染の紙約10枚の上に校正用マスクを重ねて汚染度50%に調整する。また、放射輝度率あるいはこれに対応する汚染度が明らかでない校正用標準紙を用いて調整することもできる。
3. 測定値および計算値の末尾処理  
(1) データ処理に用いる測定値及びデータ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。
- (2) 試験の記録及び成績の記入にあたっての末尾処理は別表により行うものとする。
4. 試験成績は付表の様式に記載する。

別表

項目	測定値及び計算値の末尾処理
◎黒煙濃度	末尾処理
最高エンジン回転数	小数第1位を四捨五入し、整数値まで記載 ( $\text{min}^{-1}$ (rpm))
測定値	小数第2位を切り捨て、小数第1位まで記載 (%)
平均値	小数第1位を四捨五入し、整数値まで記載 (%)

付表

ディーゼル特定特殊自動車無負荷急加速黒煙試験試験成績表

試験期日 \_\_\_\_\_ 試験場所 \_\_\_\_\_ 試験担当者 \_\_\_\_\_

④試験特定特殊自動車  
車名・型式: \_\_\_\_\_ 製造番号: \_\_\_\_\_  
特定原動機型式: \_\_\_\_\_ 特定原動機仕様識別記号: \_\_\_\_\_  
特定原動機型式指定番号: \_\_\_\_\_ 原動機型式: \_\_\_\_\_

◎測定機器

オパシメータの型式:

◎光吸収係数

測定回数	1回目	2回目	3回目
測定最高エンジン回転数 ( $\text{min}^{-1}$ (rpm))			
測定値			
平均値*1			
備考			

\*1 測定は4秒以上1.0秒以下の間隔をおいて3回行い、平均した値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

別紙5 特定特殊自動車の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1-1~1-16 (略)

1-17 上部構造支持台寸法 (長さ、幅)

カタピラを有する道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及びカタピラを有する法第2条第1項第2号に規定する構造が特殊な自動車以外は記入を要しない。

原動機が搭載される車わく (旋回式車台にあっては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。) 全体の長さ及び幅を次の例により記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。(例 3.375)

なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。

1-18~1-21

1-22 排出ガス濃度 (無負荷状態) 及び無負荷急加速光吸収係数

本文第5「試験方法」の規定に基づいて測定した排出ガスの濃度の値を次の各号により記入するものとし、設計値を記入してもよい。

なお、記入値は、本文第6「判定基準」に規定するそれぞれの排出ガスに係る基準の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1) 排出ガス濃度 (無負荷状態)

◎測定機器

黒煙測定器型式:

◎黒煙濃度

測定回数	1回目	2回目	3回目
測定最高エンジン回転数 ( $\text{min}^{-1}$ (rpm))			
測定値			
平均値			
備考			

別紙5 特定特殊自動車の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1-1~1-16 (略)

1-17 上部構造支持台寸法 (長さ、幅)

カタピラを有する道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車以外は記入を要しない。

原動機が搭載される車わく (旋回式車台にあっては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。) 全体の長さ及び幅を次の例により記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。

例 3.375

1-18~1-21

1-22 排出ガス濃度 (無負荷状態及び無負荷急加速黒煙濃度)

本文第5「試験方法」の規定に基づいて測定した排出ガスの濃度の値を次の各号により記入するものとし、設計値を記入してもよい。

なお、記入値は、本文第6「判定基準」に規定するそれぞれの排出ガスに係る基準の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1) 排出ガス濃度 (無負荷状態)

ガソリン、LPGを燃料とする特定特殊自動車について、一酸化炭素の濃度を%の単位で表した値及び炭化水素の濃度をppmの単位で表した値をそれぞれCO及びHCの欄に記入する。

(2) 無負荷急加速光吸収係数  
軽油を燃料とする特定特殊自動車について、光吸収係数を $\text{m}^{-1}$ の単位で表した値を記入する。

1-23 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則

1 施行期日

本改正規定は、平成26年6月26日から施行する。

2 経過措置

告示第20条第1項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同項ただし書の規定により光吸収係数を測定する場合にあっては、本改正規定の別紙2の第1号様式、別紙4-2及び別紙5の第2 1-22により行うものとする。

ガソリン、LPGを燃料とする特定特殊自動車について、一酸化炭素の濃度を%の単位で表した値及び炭化水素の濃度をppmの単位で表した値をそれぞれCO及びHCの欄に記入する。

(2) 無負荷急加速黒煙

軽油を燃料とする特定特殊自動車について、黒煙の濃度を%の単位で表した値を記入する。

1-23 (略)

附則

1 施行期日

本改正規定は、平成18年4月9日から施行する。

附則

1 施行期日

本改正規定は、平成22年4月9日から施行する。

2 経過措置

告示第14条第1項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。



別添

## 特定特殊自動車型式届出実施要領

### 第1 適用

本実施要領は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項に規定する特定特殊自動車の型式届出を行う場合に適用する。

### 第2 特定特殊自動車の同一型式の範囲

型式届出において、同一型式として処理できる範囲は、別紙 1「特定特殊自動車の同一型式判定要領」によるものとする。

### 第3 届出者

特定特殊自動車の型式届出ができる者は、特定特殊自動車の製作を業とする者又はその者から特定特殊自動車を購入する契約を締結している者であって当該特定特殊自動車を販売することを業とする者（外国において本邦に輸出される特定特殊自動車を製作することを業とする者又はその者から当該特定特殊自動車を購入する契約を締結している者であって当該特定特殊自動車を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）とする。

### 第4 届出書、添付書面の提出等

#### 1 次に掲げる提出先に届出書等を提出するものとする。

提出先：環境省水・大気環境局自動車環境対策課 オフロード法担当

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 2 番 2 号

TEL 03-3581-3351（代表） 内線 6525

提出物：特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「規則」という。）第 12 条第 1 項に規定する届出書（規則様式第六）及び同条第 2 項に規定する書面（以下「添付書面」という。）

部数：正本 3 部、副本 1 部

#### 2 届出書の添付書面及び記載要領は、別紙 2「届出書の添付書面及び記載要領」によるものとする。

#### 3 届出書及び添付書面の提出は、当該特定特殊自動車の届出に係る提出書面一覧表（書面の提出又は省略の別を記したものを添付し、上記 1 の提出先に持参又は郵送等により行うこととする。郵送等による場合であって、配達又は輸送上の支障が生じた場合には、届出者の責任において対処するものとする。

#### 4 既に同一の添付書面を提出しているときは、その旨を提出書面一覧表に記載することにより当該書面の提出を省略することができるものとする。

#### 5 上記 1 に提出する書面は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することができる。この場合において、添付するファイル形式等については、

- 別紙3「電子申請を行う際の添付書面(特定特殊自動車)の様式等」に基づくものとする。
- 6 提出された届出書及び添付書類に不備が無い場合には、法第10条第4項の規定に基づき公示する。
- 7 届出書等の確認のため、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

#### 第5 試験方法

特定特殊自動車の試験のうち、規則第11条第1項第2号に係るものは、次表第1欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表第2欄に掲げる「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示」(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「告示」という。)に定める測定方法及び同表第3欄に掲げる試験方法により行うこととする。

特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第7条第1項第1号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法(別紙4-1)
軽油を燃料とするもの	告示第7条第1項第2号に規定する方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定試験方法(別紙4-2)

※特定特殊自動車の構造上、加速ペダル(これに準じた機能を持つ装置を含む。)がない場合にあつては、当該測定方法に準じた方法によることができる。

#### 第6 判定基準

特定特殊自動車は、特定特殊自動車技術基準(規則第11条第1項第2号に係るものにあつては、次表左欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表右欄に掲げる告示に定める基準)に適合していること。

特定特殊自動車の種類	告示に定める基準
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第7条第1項第1号の基準
軽油を燃料とするもの	告示第7条第1項第2号の基準

#### 第7 法第10条第1項第4号に規定する確認方法を記載した書面

法第10条第1項第4号に規定する当該型式に属する特定特殊自動車のいずれもが特定特殊自動車技術基準に適合することの確認の方法については、検査の業務組織(担当部署名を含む。)及び実施要領(検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。)について記載すること。

日本工業規格(以下「JIS」という。)Q9001の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面であつても差し支えない。

この場合において、ISO9001、EN(European Norm)29001、EN29002、JISZ9901、JISZ9902又はQS(Quality System requirements)9000の各規格はJIS Q9001と同等以上の規格の

例とする。

#### 第8 基準適合表示等

- 1 型式届出を行った製作者等（以下「届出事業者」という。）は、法第11条第2項の規定による義務を履行した場合には、法第12条第1項の規定に基づき基準適合表示を付することができる。
- 2 上記第4の6の規定による公示において、次に定めるところにより、型式届出番号を付与する。

NV-〇〇〇（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの）

NV3-〇〇〇（軽油を燃料とするもの）

#### 第9 点検整備方式の周知方法

規則第13条の「点検整備方式を使用者に対して周知させる措置」とは、次のことをいう。

- (1) 第1次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。
- (2) 第2次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

#### 第10 変更の届出

- 1 届出事業者は当該型式届出に係る届出書またはその添付書面の記載事項の変更をした場合には、その旨を記載した届出書（規則様式第七）及び変更に関する資料を遅滞なく上記第4の1に規定する提出先に提出すること。

この場合において、当該変更に関する資料については、型式届出書の添付書面の例に準ずるものとする。

- 2 上記1の届出は、当該変更に係る特定特殊自動車の型式がすでに型式届出を行った特定特殊自動車の型式と同一と認められる場合に限り受理する。なお、同一の型式と認められない場合には、新たに型式届出を行うものとする。

#### 第11 届出書等へ記入する署名等

- 1 型式届出等をする場合における届出書には、押印に代えて届出をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
- 2 外国において本邦に輸出される特定特殊自動車を製作することを業とする者（外国人又は外国法人に限る。）にあっては、届出書及び添付書面には、英語訳を併記することができる。この場合には、各書面の余白等に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

#### 第12 排出ガス検査等

- 1 届出事業者は、届出に係る確認方法に従い検査を実施すること。
- 2 検査は、品質管理手法を用いた抜取検査方式により実施してよい。この場合には、その方式が明確にされていること。

- 3 届出事業者は、検査を行ったときは、当該検査の成績を記録し、これを5年間保存すること。
- 4 届出事業者は、原動機を無負荷の状態にすることができない構造の特定特殊自動車に型式指定を受けた特定原動機（規則第4条に定める型式指定特定原動機とみなす特定装置を含む。以下同じ。）を搭載する場合には、当該型式指定を受けた者と規則第12条第2項第4号の確認を行わなければならない。

### 第13 その他

主務大臣は、必要があると認めるときは、法第29条第1項及び第2項の規定に基づき当該特定特殊自動車の届出事業者に対して報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

#### 附則

##### 1 施行期日

この通達は、平成18年5月1日から施行する。

#### 附則

##### 1 施行期日

本改正規定は、平成22年4月9日から施行する。

##### 2 経過措置

告示第14条第1項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附則

##### 1 施行期日

本改正規定は、平成26年6月26日から施行する。

##### 2 経過措置

告示第20条第1項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同項ただし書の規定により光吸収係数を測定する場合にあっては、本改正規定の別紙2の第1号様式、別紙4-2及び別紙5の第2-1-22により行うものとする。

第1号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸 元 表

届出番号
車名及び型式
呼称 (カタログ名)
製作者等の氏名又は名称
特定特殊自動車の種別
燃料の種類
特定原動機の名称及び型式
型式の表示位置
製造番号の表示様式
製造番号の表示位置

車体の外形又は構造	
動力伝達装置の種類及び主要構造	
走行装置の種類及び主要構造	
操縦装置の種類及び主要構造	
懸架装置の種類及び主要構造	
車わく	
軸距 (m)	
上部構造支持台寸法 (m)	長さ
	幅
主制動装置の種類	

定格出力	(kW/min <sup>-1</sup> )
最大トルク	(Nm/min <sup>-1</sup> )
無負荷回転速度 (min <sup>-1</sup> )	
排出ガス濃度 (無負荷状態)	CO (%)
	HC (ppm)
無負荷急加速光吸収係数 (m <sup>-1</sup> )	
付属装置等の取付内容	吸入負圧 (kPa)
	排気圧力 (kPa)

## 別紙 4-2 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定の実験方法

### 1. 適用範囲

軽油を燃料とする自動車は無負荷急加速させた時に発生し排気管から大気中に排出される排出ガスの光吸収係数の試験方法は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)別添の「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」によるほか、本規定によるものとする。

### 2. 試験用機器

オパシメータは、以下の基準に適合するものまたはこれに準ずるものとする。

- (1) オパシメータの指示部は、次に定める換算式により換算した排出ガスの光吸収係数を  $m^{-1}$  で表すものでなければならない。

$$\text{光吸収係数 (} m^{-1} \text{)} = -1 \ln (1 - N/100) / L$$

この場合において、

N : 不透過率の実測値 (パーセント)

L : 光が排出ガス中を通過する距離 (メートル)

- (2) オパシメータの指示部の指示計が目盛式の場合においては、当該指示計は次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 目盛の間隔が  $0.02m^{-1}$  以下であること。
- ② 指示範囲の最小値が  $0m^{-1}$  であり、かつ、その最大値が  $9.99m^{-1}$  以上であること。
- ③ 指示計の値が容易に読み取れるものであること。

- (3) オパシメータの指示部の指示計が目盛式以外の場合においては、当該指示計の技術基準は、上記(2)に掲げる基準を準用するものとする。この場合において、上記(2)①中「目盛」とあるのは「表示される値」と、「 $0.02m^{-1}$ 」とあるのは「 $0.002m^{-1}$ 」と読み替えるものとする。

- (4) オパシメータの指示の誤差は、 $0.025m^{-1}$  以下でなければならない。

### 3. 測定回数

測定は 3 回行いその平均値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

### 4. 測定値および計算値の末尾処理

- (1) データ処理に用いる測定値及びデータ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。
- (2) 試験の記録及び成績の記入にあたっての末尾処理は別表により行うものとする。

### 5. 試験成績は付表の様式に記載する。

## 別表

## 光吸収係数の測定値及び計算値の末尾処理

項 目	末尾処理
測定最高エンジン 回転数	小数点以下第一位を四捨五入し、整数値まで記載 ( $\text{min}^{-1}\{\text{rpm}\}$ )
測定値	小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位まで記載 ( $\text{m}^{-1}$ )
平均値	小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位まで記載 ( $\text{m}^{-1}$ )

付表

ディーゼル特定特殊自動車無負荷急加速排出ガス光吸収係数試験成績表

試験期日 \_\_\_\_\_ 試験場所 \_\_\_\_\_ 試験担当者 \_\_\_\_\_

◎試験特定特殊自動車

車名・型式： \_\_\_\_\_ 製造番号： \_\_\_\_\_

特定原動機型式： \_\_\_\_\_ 特定原動機仕様識別記号： \_\_\_\_\_

特定原動機型式指定番号： \_\_\_\_\_ 原動機型式： \_\_\_\_\_

◎測定機器

オパシメータの型式： \_\_\_\_\_

◎光吸収係数

測定回数	1回目	2回目	3回目
測定最高エンジン回転数 ( $\text{min}^{-1}\{\text{rpm}\}$ )			
測定値			
平均値*1			
備考			

\*1 測定は4秒以上10秒以下の間隔をおいて3回行い、平均した値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。



## 別紙5 特定特殊自動車の諸元表の記載要領

### 第1 総則

#### 1 本要領の適用

本要領は、別紙2で規定する諸元表（以下「諸元表」という。）の記載について適用する。

#### 2 記入項目の記載方法

記入項目の記載は次による。

- 2-1 記入項目欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮してもよい。
- 2-2 同一型式中に複数の仕様があって諸元が異なる場合には、諸元表に欄を追加して記入することができる。その場合には、該当する仕様を（ ）書で付記する。ただし、用紙の大きさは、JIS A列3番を限度とし、JIS A列4番の大きさとなるように折りたたむか、又はJIS A列4番の大きさに縮小できる。
- 2-3 記入項目に該当するものがない場合は、「/」又は「-」を記入する。
- 2-4 同一型式の仕様において諸元が相違する項目がある場合には、対応する仕様を明らかにして相違する諸元を当該項目の欄に併記することができる。（なお、諸元と仕様の対応については、表形式とすることができる。）
- 2-5 記載内容が左欄と同一の場合には、当該欄にその旨を示す「←」又は「同左」を記入してもよい。
- 2-6 各装置の「形式」欄には、第2（項目別記載要領）に示す例にならって略称を記入してもよい。
- 2-7 記入欄の数値をわかりやすくするため、数値に説明語句を付記してもよい。  
また、項目欄に複数の記入項目があるものは、各々分けて記入してもよい。
- 2-8 車体の外形（例タイヤ・ローラ）等の名称中の「・」についてはこれを省略してもよい。
- 2-9 記載値を従来単位からSI単位へ換算を行う場合の換算率は、JIS Z8202-1985によるものとする。

#### 3 その他

- 3-1 構造・性能の変更の場合には、変更箇所を明示するため、諸元表の欄外の下方に「※印は、変更箇所を示す。」と記載し、当該変更のあった事項に係る記載欄の欄内左側に※印を付してもよい。
- 3-2 様式中の単位を括る（ ）については、省略することができる。
- 3-3 様式及び記載例中の単位記号の文字「min<sup>-1</sup>」は「r/min、rpm」も使用することができる。

## 第2 項目別記載要領

### 1 自動車の構造等

#### 1-1 届出番号

法第10条第4項の規定により公示されたものはその届出番号を記入する。

なお、初回届出時は、記入を要しない。

#### 1-2 車名及び型式

届出者が呼ぶ車名及び型式を記入する。

#### 1-3 呼称（カタログ名）

1-2以外に届出者が使用する呼称（販売用にカタログ等で使用している名称等）がある場合に記入する。

#### 1-4 製作者等の氏名又は名称

届出者の氏名又は名称を記入する。この場合において、届出者が自動車の製作者と購入契約を締結している者であるときは、当該製作者の氏名又は名称を（ ）書で付記する。

#### 1-5 特定特殊自動車の種別

道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する場合には、大型特殊自動車、小型特殊自動車の別を記入する。どちらにも該当しない場合には、「その他」と記入する。

#### 1-6 燃料の種類

ガソリン、軽油、液化石油ガス（以下「LPG」という。）の別を記入する。

ただし、脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下の軽油（バイオディーゼル燃料を混合しない軽油）を使用することを前提に製作された特定特殊自動車については、軽油に替えて軽油（イ）と記入する。

#### 1-7 特定原動機の名称及び型式

規則第10条の規定又は装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）の規定により告示された名称及び型式を記入する。

#### 1-8 特定原動機の仕様識別記号

特定原動機の型式指定事業者が指定申請の際に提出したメンバーエンジン表に対応した仕様識別記号を記入する。

#### 1-9 型式及び製造番号の表示様式と表示位置

型式届出に係る自動車について、次の各号により記入する。

##### (1) 型式の表示位置

次の例により記入する。

例 フレーム右側面中央（アルミ板に打刻）

##### (2) 製造番号の表示様式

次の例により記入する。

例 (例)AUT-100001

##### (3) 製造番号の表示位置

次の例により記入する。

例 フレーム右側面中央下（打刻）

1-10 車体の外形又は構造

別紙1に規定する車体の外形を記入する。ただし、漢字の部分については片仮名によることができる。二輪又は三輪であるものについてはその旨（例モータ・スイーパー三輪）を付記する。

別紙1に該当する外形がない場合は、届出者が呼ぶ車体の外形の名称及び表1の特定特殊自動車の構造上の要件の別に応じて、対応する記号を全て記入する。

表1

特定特殊自動車の構造上の要件の別	記入する記号
車体に備えた原動機等の動力を用いて作業装置を作動させることができる構造を有するもの（告示第1条第1項第二号に該当するものを除く。）	表2の構造欄の中で該当する項目全てについて、対応する記号欄の記号
告示第1条第1項第二号に該当するもの	二号

表2

構造	記号
カタピラを有する	一号イ
駆動車輪を左右それぞれ単独で制動又は駆動できる構造	一号ロ
全ての車輪により操向できる構造	一号ハ
後輪により操向できる構造	一号ニ
作業時において運転者席の向きが後方へ旋回できる構造	一号ホ
車台が屈折することにより操向できる構造	一号ヘ
油圧のみを用いてかじ取り車輪を作動させることにより操向できる構造	一号ト
車軸がセンターピボット方式	一号チ
車軸がヨーク回転方式	一号リ
車軸が脚柱回転方式	一号ヌ
車軸がリーニング機構方式	一号ル
車体が屈折する	一号ヲ
車体が伸縮する	一号ワ
前後の車台の間に、前後の車台がねじれることにより回転する軸を有する	一号カ

1-11 動力伝達装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。（ア）（イ）（ウ）の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には届出者の呼ぶ種類及び構

造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「－」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて(頭文字は(他)として記入する。)種類及び構造を記入してもよい。

例

(ア) 油圧式	(ア) 油圧式	(ア) －
(イ) 後輪駆動	(イ) －	(イ) －
(ウ) 後複軸一軸駆動	(ウ) －	(ウ) －
		(他) ○○○式

#### 1-12 走行装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には届出者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「－」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて(頭文字は(他)として記入する。)種類及び構造を記入してもよい。

#### 1-13 操縦装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には届出者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「－」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて(頭文字は(他)として記入する。)種類及び構造を記入してもよい。

#### 1-14 懸架装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)(エ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には届出者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「－」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)(エ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて(頭文字は(他)として記入する。)種類及び構造を記入してもよい。

#### 1-15 車わく

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には届出者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「－」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて(頭文字は(他)として記入する。)種類及び構造を記入してもよい。

#### 1-16 軸距

カタピラ式にあつては記入を要しない。

前後の車軸の中心間で車両中心線に平行な水平距離を記入する。

記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める（末尾を0又は5に丸める場合には、二捨三入、七捨八入による。以下同じ。）。

#### 1-17 上部構造支持台寸法（長さ、幅）

カタピラを有する道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及びカタピラを有する法第2条第1項第2号に規定する構造が特殊な自動車以外は記入を要しない。

原動機が搭載される車わく（旋回式車台にあつては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。）全体の長さ及び幅を次の例により記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。（例 3.375）

なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。

#### 1-18 主制動装置の種類

別紙1に規定する種類を記入する。

#### 1-19 定格出力

「特定原動機車載出力試験方法（液冷ガソリン機関）」又は、「特定原動機車載出力試験方法（液冷ディーゼル機関）」に基づいて測定した全負荷状態に調速された機関最高回転数及び当該回転数における全負荷出力値を記入する。ただし、当分の間、上記の試験方法以外の試験方法（ECB規則、EEC指令、ISO規格、SAE規格又はDIN規格をいう。）によることができる。なお、全負荷出力値の記入値は小数第1位までとし小数第2位を四捨五入する。機関最高回転数は整数値で記入する。また、試験方法（ $()$ 書きとする）を次の例により付記する。

例  $85.1/2,500$ （ネット）又は  $85.1/2,500$ （N）

$85.1/2,500$ （ISO）

#### 1-20 最大トルク

「特定原動機車載出力試験方法（液冷ガソリン機関）」又は、「特定原動機車載出力試験方法（液冷ディーゼル機関）」に基づいて測定した全負荷運転における最大トルクの値を記入する。ただし、当分の間、上記の試験方法以外の試験方法（ECB規則、EEC指令、ISO規格、SAE規格又はDIN規格をいう。）によることができる。記入値は、整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

なお、最大トルク時の回転速度を整数値で記入する。また、試験方法（ $()$ 書きとする）を次の例により付記する。

例  $196/2,000$ （ネット）又は  $196/2,000$ （N）

$196/2,000$ （ISO）

#### 1-21 無負荷回転速度

アイドリング時の回転速度を整数位まで記入し、末尾を0に丸める。

#### 1-22 排出ガス濃度（無負荷状態）及び無負荷急加速光吸収係数

本文第5「試験方法」の規定に基づいて測定した排出ガスの濃度の値を次の各号により記入するものとし、設計値を記入してもよい。

なお、記入値は、本文第6「判定基準」に規定するそれぞれの排出ガスに係る基準の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1) 排出ガス濃度（無負荷状態）

ガソリン、LPGを燃料とする特定特殊自動車について、一酸化炭素の濃度を%の単位で表した値及び炭化水素の濃度をppmの単位で表した値をそれぞれCO及びHCの欄に記入する。

(2) 無負荷急加速光吸収係数

軽油を燃料とする特定特殊自動車について、光吸収係数を $m^{-1}$ の単位で表した値を記入する。

1-23 付属装置等の取付内容

特定原動機を車両に搭載した状態の定格出力時の吸入負圧及び排気圧力を記入する。

(1) 吸入負圧

kPaの単位で小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入する。

(2) 排気圧力

kPaの単位で小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入する。